

「農業分野におけるAIの利用に関する契約ガイドライン検討会」 設置要綱

1 背景・目的

近年、農産物の高品質・高付加価値化や生産性向上を図るため、AI（人工知能）やIoT、ロボット技術等を活用した、いわゆる「スマート農業」の取組が全国的に進められており、農林水産省の研究開発プロジェクトにおいてもAI技術を利用する農業関連ソフトウェアや当該ソフトウェアを組み込んだ製品等（以下「農業AIサービス等」という。）の研究開発が進められている。農業AIサービス等の利用に当たってユーザとベンダ間の権利関係の考え方が一般的に整理されていないのが実情であり、現場実装を促進していく環境整備の一環として権利関係の考え方を整理することが求められている。

また、農業者等の中には、農業AIサービス等を利用することによって自身のノウハウが流出するという懸念を持つ者もいる中、このことは、スマート農業に必要なデータ流通を疎外する一因になりうることから、農業AIサービス等の利用に関する権利関係の考え方を早期に整理する必要がある。

データやAIの利用に関しては、経済産業省から平成30年6月に「AI・データ契約ガイドライン」が公表されるとともに、同年12月に農林水産省から「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」が示されたところである。

本検討会では、AI開発に際して、モデル開発に協力する農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の利用を促進するのに必要な契約の実態等について、実際のサービス提供場面などを通じて分析を行い検討し、それらの開発や利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインの策定に向けた検討を行うこととする。

2 主な検討事項

- (1) 農業分野におけるAIの利用に関する契約ガイドラインに関する検討
- (2) その他、上記の検討に必要な対応に関する検討

3 検討会の組織・運営

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーによって構成する。
- (2) 本検討会委員の了解の下、検討会とは別に、専門的・技術的な事項を協議する場を設けることができる。
- (3) 検討会は、公開とする。
- (4) 検討会の資料及び議事要旨は、会議終了後、出席者の了解を得た上で、ホームページにより公表する。
- (5) 上記にかかわらず、検討会の運営に支障があると認められる場合等においては、会議を非公開とし、会議資料の全てまたは一部を非公表とすることができる。

4 その他

- (1) 検討会は、農林水産省食料産業局知的財産課の協力の下、株式会社NTTデータ経営研究所が運営する。
- (2) その他、検討会の運営に必要な事項は、委員と協議の上で別途定めることができる。